

平成30年3月定例会 第104号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

平成30年度当初予算、

教育長の選任などを可決

平成30年第1回定例会（3月議会）が、3月6日から16日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、教育長の選任、新規条例の制定、条例の一部改正、6会計の補正予算及び、6会計の当初予算などを合わせて、28件の議案等が提出され、全議案とも原案のとおり可決されました。
なお、今定例会における一般質問は6名、傍聴者は延べ27名でした。

議案 審議

求めるものです。

藤ヶ崎 功 氏
(南)

議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認を
求めることについて

平成30年1月に発生した大雪による雪害対策に係る予算執行について、平成29年度栄町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。

議案第2号 全員賛成
栄町教育委員会教育長の
任命について

栄町教育委員会教育長を任命すべく、議会の同意を

議案第3号 全員賛成
栄町印鑑条例の一部を改
正する条例

町民の利便性の向上を目的として、平成30年7月2日から、マイナンバーカードを使用して全国のコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書が取得できるようにするため、印鑑条例について、所要の改正を行うものです。

議案第4号 全員賛成
栄町個人情報保護条例及
び栄町情報公開条例の一部
を改正する条例

行政機関個人情報保護法及び行政機関情報公開法が改正されたことに伴い、本町の個人情報保護条例及び栄町情報公開条例において、法律と同様の改正を行うものです。

議案第5号 全員賛成
栄町特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、本条例において引用している認定こども園法の条項に変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

議案第6号 全員賛成
栄町介護保険条例の一部
を改正する条例

第1号被保険者の保険料率が「第7期介護保険事業計画」において引き下げられることに伴う改正と、その他介護保険法の改正に伴う所要の改正を行うものです。

議案第7号 全員賛成
栄町指定地域密着型サ
ービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定
める条例等の一部を改正す
る条例

介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、町の指定地域密着型

サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等についても、所要の改正を行うものです。

議案第8号 全員賛成
栄町指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例

介護保険法の改正により、平成30年度より指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、当該指定を行うための基準等を定めるものです。

議案第9号 全員賛成
栄町後期高齢者医療に
関する条例の一部を改正す
る条例

国民健康保険の広域化に伴う高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療加入時にも都道府県単位で引き継がれることとされたため、所要の改正を行うものです。

議案第10号 賛成多数
栄町国民健康保険条例の
一部を改正する条例

国民健康保険の広域化に伴う国民健康保険法及び同法施行令の改正により、都道府県にも国民健康保険運営協議会を置くこととされたため、条例中の附属機関名や同法及び同法施行令の条項を規定している部分等について、所要の改正を行うものです。

国民健康保険の広域化に伴う地方税法の改正により、国民健康保険税は国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるとされたことを踏まえ、課税額の定義等について改正後の地方税法の規定に合わせるよう、所要の改正を行うものです。

議案第11号 賛成多数
栄町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例

国民健康保険の広域化に伴う地方税法の改正により、国民健康保険税は国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるとされたことを踏まえ、課税額の定義等について改正後の地方税法の規定に合わせるよう、所要の改正を行うものです。

議案第12号 全員賛成
栄町中小企業資金融資条
例の一部を改正する条例

本条例に基づく融資等について、創業者等を支援するため融資対象者の拡大など所要の改正を行うものです。

議案第13号 全員賛成
ドラムの里の設置及び管
理に関する条例の一部を改
正する条例

ドラムの里のコースプレの館内に設置する「シャワー室」について利用料金を徴収するため、所要の改正を行うものです。

議案第14号 全員賛成
栄町都市公園条例の一部
を改正する条例

都市公園法及び同法施行令の一部改正に伴い、運動施設率に係る基準の新設その他所要の改正を行うものです。

議案第15号 賛成多数
訴えの提起について

旧北辺田小学校敷地土地

訴えの提起について

賃貸借料に係る滞納額の一部について、滞納者に支払督促の申立てを行ったところ、当該滞納者から異議の申立てがなされ、通常訴訟へ移行することとなったことから、訴えの提起について議会の議決を求めるものです。

議案第16号 全員賛成
平成29年度栄町一般会計補正予算(第8号)
歳入歳出それぞれ

8,315万6千円を増額し、総額76億357万3千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、町税、県支出金、町債などによるものです。歳出では、地籍調査費、財政調整基金積立金などによるものです。

議案第17号 全員賛成
平成29年度栄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出それぞれ

1億270万円を減額し、総額32億227万9千円とするものです。

減額の主なものは、歳入では、療養給付費負担金、高額医療費共同事業交付金などによるものです。歳出では、後期高齢者支援金、保険財政共同安定化事業拠出金などによるものです。

議案第18号 全員賛成
平成29年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)
歳入歳出それぞれ

660万4千円を増額し、総額2億1,857万3千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、後期高齢者医療保険料などによるものです。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などによるものです。

議案第19号 全員賛成
平成29年度栄町介護保険特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出それぞれ

1,425万1千円を増額し、総額15億8,854万3千円とするものです。

減額の主なものは、歳入では、国庫補助金、県補助金などによるものです。歳出では、地域支援事業費などによるものです。

議案第20号 全員賛成
平成29年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出それぞれ

314万8千円を増額し、総額6億5,756万6千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、下水道使用料などによるものです。歳出では、財政調整基金積立金などによるものです。

議案第21号 賛成多数
平成29年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正

予算(第1号)
歳入歳出それぞれ

506万6千円を減額し、総額6億3,208万6千円とするものです。

減額の主なものは、歳入では、事業収入によるものです。歳出では、用地測量委託などによるものです。

議案第22号(第27号)
平成30年度各会計予算審査

平成30年度各会計予算の審査を行うため、議長を除く全議員13名による予算審査特別委員会を設置のうえ、2日間にわたり各常任委員会の所管事項別に、質疑を行い、採決した結果、6会計予算とも特別委員会において可決すべきとされ、本会議においても可決されました。

議案第22号 全員賛成
平成30年度栄町一般会計予算
予算規模、総額67億4,240万円で、前年度比1.1%の増。

議案第23号 賛成多数
平成30年度栄町国民健康保険特別会計予算
予算規模、総額25億8,967万8千円で、前年度比17.5%の減。

議案第24号 全員賛成
平成30年度栄町後期高齢者医療特別会計予算
予算規模、総額2億2,303万7千円で、前年度比3.7%の増。

議案第25号 全員賛成
平成30年度栄町介護保険特別会計予算
予算規模、総額13億9,258万7千円で、前年度比1.7%の増。

議案第26号 全員賛成
平成30年度栄町公共下水道事業特別会計予算
予算規模、総額6億6,160万3千円で前年度比1.0%の増。

議案第27号 賛成多数
平成30年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計予算
予算規模、総額115万3千円で前年度比99.8%の減。

発議案第1号 全員賛成
栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、議員の期末手当の年間支給月数について、「1000分の155」を「1000分の160」に、「1000分の170」を「1000分の175」に改正するものです。

町政のことが知りたい 一般質問

栄町ごみ減量化の取組結果と来年度への取り組みについて

野田 泰博 問 町民に協力してもらう

答 3年間に実施したの3年間に実施したのは、とうもろこし成分による分解性生ごみを回収し堆肥化する事業、EM容器による生ごみの堆肥化推進事業、家庭の剪定枝・除草等の減量化推進事業として、拠点回収コンテナを設置し、実施した。また、新規事業として、水切りバケツにより生ごみを回収し堆肥化する事業を実施し、粗大ごみの処分方法の見直しを行い、従来クリーンセンターへ搬入していた、木・鉄製品について、回収事業者が自己処分場へ搬入し資源化を図る事業を実施した。

家庭系ごみの総排出量は、平成27年度、4,084トンで平成29年度見込で、約3,826トンとなり、3年間で約394トンの削減量となる。一人当たりの1日に排出する家庭ゴミ量では、3年間の削減量は約35.9グラムとなる。

社協と行政の連携について

高萩 初枝 問 社協は、社会福祉活動を推進し営利を目的にしない民間組織です。社協と行

政の關係及び役割、社協の課題の一つとして「社会福祉士」等の「専門職の不足」があるが、近隣市町の社協職員の配置状況は。社会福祉士の配置について町長のお考えは。

答 社会福祉協議会の目的は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、平成2年4月1日に社会福祉法人として設立された。また、役割として、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加の援助、その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うこととされている。なお、緊急性の高い生活困窮者や障がい者などの困りごと解決のために、各種相談事業や生活福祉資金貸付事業など、行政の制度では対応できない、きめ細やかな事業を実施して、地域福祉の推進を図っている。

問題点として、相談者への助言や指導、福祉サービスの調整などを行う、社会福祉士等専門職の不足が挙げられるが、現在資格を有する職員がいけないことから、資格取得に向けた取組を行っている。また、各種事業を行う中でボランティア等の人材不足が、近々の課題となっている。さら

に、自主財源が減少傾向にあり、会費収入、寄附金、募金などの他、自治会から協力をいただいている一般会費や赤い羽根の共同募金が減少傾向にある。

社協が積極的に事業展開するためには、少子高齢化に伴う独居世帯の増加や地縁的繋がりの希薄化などにより、孤立死や自殺、ひきこもりなど、地域における課題は多様化しているため、本当に困っている方への相談業務を核とした事業展開を積極的に行うとも考えらうことが必要であると考える。

今後、相談業務などその成果を發揮していくには、社会福祉士などの専門的な知識を有する職員を新たに配置することも必要であると考えている。

子育てしやすい元氣なまちづくりについて

藤村 勉

問 広報新年号で町長が町民に約束された「子育てしやすい元氣なまちづくり」に向けて実施する各施策の内容を伺う。

答 まず、子育て支援事業としては、4月より、みなみ保育園の定員を30名増員して、待機児童の解消を図る。次に、4月にオープンするキッズランドへ子育て情報・交流館アプリを

移動し、保護者が子育て情報を検索するパソコンや室内遊具などを設置して、より良い環境のもとで子育て支援事業を実施する。次に、老朽化した竜角寺台児童クラブ施設の大規模修繕工事を予定しており、子育て支援の一層の充実を図る。次に、昨年11月より運用を開始した「子育てワンストップサービス」において、児童手当の現況届が、本年6月から電子申請により可能となり、時間のない子育て世代の保護者などは、ますます便利になる。

なお、今後は小さな子どもばかりでなく、もう少し大きくなった子どもの子育て支援も充実して行く必要があると考えており、教育委員会とも密接に連携し、さらに充実させるための施策を検討していく。

また、定住・移住施策を推進するため、新たな住宅建設ができるよう、利便性の良い駅周辺地域への住宅開発の誘導を考えており、およそ60戸の住宅が建設・販売され200人以上の転入者が見込まれる。

また、子どもたちの学力向上を図るため栄町学習道場わくわくドラマを、小学校5・6年生まで拡充し、漢字検定5級程度の学力を身に付けることを目標とする。

栄町教育行政全般にわたり、今、町の子どもたちの置かれている教育環境と学力向上について

戸田 栄子

問 2020年から情報通信技術の授業が多くなり、小学校からの英語教育も始まります。教職員の負担もますます増え、過労が心配です。また、生徒のいじめの発生の現状について伺いたい。

答 当町においても、長時間労働の問題が存在していると認識している。学校教育の教育活動は学習指導要領を基準として行われているが、様々な教育が学校に求められ、教科学習や学校行事と絡めてたくさんの活動が行われ、その取組状況に関する調査についても増えている。また、保護者の価値観が多様になり、子どもたち一人一人への様々な対応が必要になってきている。また、こうした取組等に関する記録の蓄積、関係者会議、保護者対応などの時間が増えてきている。次に、これまでも課題であった中学校での部活動の指導で多くの時間を費やし、か

つ、休日にも指導を行っていただくこと、また、教員自身の専門外の部活動を担当することもあり、担当教員の長時間労働の要因となっている。

次に、いじめの認知の状況について、学校からの聞き取り調査で、小・中学校ともいじめの認知があった。それぞれの事案については、学校での取組をとおり、解消したり、解消途上にあたりするものがある。なお、学校が認知しているいじめには丁寧に対応し、重大ないじめはないものと認識しており、学校では生徒指導会議を位置付け、いじめの状況を共通理解し、いじめの解決に向けて組織で対応している。また、未然防止ができるよう定期的アンケート調査を行い、いじめを早期に見ることができるよう取り組み、教育相談週間を設け、子どもたちがいじめを一人で抱え込むことがないようにしている。学校では、スクールカウンセラーやいじめ相談窓口の担当者や学校だより等を通じて広報し、いじめで悩んだ場合には相談できる体制を整えている。町では平成29年度より、学校適応専門官を栄町教育支援センターゆうがく館に配置し、児童生徒一人一人の症状に応じた対応や家庭との連

携、学校復帰へ向けた活動などきめ細かな対応ができるようになった。各学校ではホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載し、啓発しており、今後も、早期発見・早期対応をきめ細かく取り組んでいく。

スクールバスがない地区の生徒に循環バスの無料パスを

岡本 雅道

問 子ども議会における布鎌地区の生徒の要望に応えるべく、スクールバスの替わりに循環バスの利用を12月議会でご提案したが、検討結果をお尋ねする。

答 布鎌小学校の児童が循環バスを通学に利用する事については、平成29年第4回定例会議の一般質問の際に、満員の日がある中で中学生が乗れない日も出てくる可能性がある、と答弁したが、その後、循環バスが利用できるか検討を続けた。循環バスの利用状況は、満員の日の位あるのかを調べ、昨年2月から今年1月までの1年間で283日運行の内、満員の日は30日あった。やはり、小学生が多く乗る日が満員となつている。布鎌小学校の児童が、どのような日に多く乗っているのかを調べたが、寒い時期に利用する児童が多くなつている傾向

にある。中学生と小学生を同時に許可した場合に、小学生の登校時の利用に支障が出てしまうことから、優先順位をつけることとし、発達段階の差を考慮し、小学生の利用を優先することとした。その条件のもとで中学生が利用できるように、小学生が布鎌小前で降車の後、中学生に利用してもらうことを方針とした。課題の2つ目として、布鎌地区から栄中学校に登校可能なバスは、栄中下に7時44分に到着するバス1便であることから、部活動の朝練習には参加することができない。また、下校時に使うことができるバスは、栄中下を17時40分に発車するバス1便が使えるが、時期により下校時刻の設定がかわるため、発車まで待つ時間が発生したり、逆に、夏の部活動の終了時間は18時20分が最長の設定となつているので、部活動を最後まで行うことができない。

来年度中学に入学する布鎌小学校6年生及び栄中学校の布鎌地区の1・2年生の生徒に意向調査を行い、課題となつている部分を説明した上で、循環バスを登下校の手段として利用したいという意向を示した生徒は、34名中4名で、保護者にも正式に登校手段の意向を確認した上で、児童生徒

には平成30年度に無料バスを発行する予定でいる。

学校における「拉致」教育について

松島 一夫

問 横田めぐみさんたちが北朝鮮に拉致されてから既に40年。帰国を待ち望む家族も、高齢化や逝去という事態に陥つていきます。世論も沈静化し、事件そのものの風化が危惧されている中、学校における「拉致」教育の現状は如何か。

答 本町での学校での拉致教育の現状については、現在、北朝鮮による日本人拉致について、中学校の歴史教科書及び公民の教科書において扱われている。学ぶ時期は歴史で中学2年生、公民で中学3年生が学んでいる。町内の各学校に聞取り調査を行ったところ、平成29年度内において、現在まで、中学の社会科学科以外に拉致問題を扱った学校はない。また、聞き取り調査を行った際に、拉致問題について歴史や公民以外で扱っていないかの実態を把握したので、時期やタイミングをとらえて実施していくよう教育委員会より依頼をしている。次年度以降の計画については、政府は教育現場で北朝鮮による日本人拉致問題への理解を促進するため、小中学校などの教員を

対象にした研修を平成30年度から開始する方針を決定した。政府の内閣官房拉致問題対策本部が要求し、平成30年度予算に事業費1,500万円が計上された。これは拉致を知らない小学生が増え、風化しかねない懸念から、教員研修を通じて啓発活動を強化する。まず小中学校や高校の教員を指導する立場の教員を対象に実施することとなっている。このような国の動向等を踏まえ、町教育委員会としては、現在、拉致問題啓発映画の上映等を年間の教育計画に反映するよう各学校に指導を行つていく予定でいる。

その他の一般質問

- 野田 泰博 現在建設中のキッズランドについて
- 現在建設中のコスプレ館について
- 戸田 栄子 学校プールが使えない状況について
- 栄養士が1人では栄養指導の学校訪問が厳しいのではないか。
- 岡本 雅道 2期8年に及ぶ岡田町政の総括
- 松島 一夫 所謂「コスプレの館」新築工事について

編集後記

今年の桜はせつつかちで「栄町さくらまつり」も葉桜まつりになってしまいました。同じように人々の暮らしもせわしなく、あつという間に議会の改選から二年が過ぎました。誰もが幸せと感じられるまちづくりの一端となるよう、議員一同頑張りたいと思います。

戸田 栄子

発行者 栄町議会だより編集委員会
野田泰博(委員長)、戸田栄子(副委員長)
松島一夫、高萩初枝、大野徹夫、橋本浩

連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 FAX 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

6月定例会は、6月5日(火)～15日(金)までを予定しています。
※ 請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることを原則としているため、5月25日(金)必着で提出くださるようお願いいたします。